平成２６年（フ）第４３号
新潟県村上市大工町２番９号、住民票上の住所新潟県村上市八日市12番50号
債務者　脇本あゆ子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（フ）第２２５号
愛知県一宮市東五城字大平裏５番地　県営住宅７棟106号
債務者　尾関　隆憲
1　決定年月日時　平成26年10月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第２５３号
愛知県一宮市木曽川町門間字福塚前78番地リトルタウン福塚501号
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第４７号
福岡県大牟田市大字田隈58番地６
債務者　廣重　貴裕
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月４日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２６年（フ）第６１号
熊本県荒尾市日の出町４番20号
債務者　坂口　博信
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第６５号
熊本県玉名郡南関町大字関村1222番地３
債務者　鶴地あゆみ（旧姓黒田）
1　決定年月日時　平成26年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２６年（フ）第２６１号
北海道旭川市忠和６条２丁目４番18号　Ｇｒａｂｅｎ201号
債務者　阿部　徹郎
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２７２号
北海道旭川市永山７条11丁目３番３号
債務者　金木　良子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２８６号
北海道旭川市豊岡15条６丁目５番２号　ピラトスＡ棟102
債務者　林　　幸枝
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４２１号
東京都渋谷区東１丁目11番３号ウッドハウス201
債務者　伊藤　悠平
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５０４号
東京都八王子市谷野町967番地12
債務者　藤田れい子
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月27日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第７５０号
東京都立川市曙町１丁目８番19号コーポ小沢103号
債務者　飯田　忠夫
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月27日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３９１８号
大阪府東大阪市川田２丁目１番22号
債務者　久山　祐矢
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４１１９号
大阪府門真市月出町６番35号　ハイツ月出304号、前住所大阪府門真市石原町12番５号
債務者　櫻井　祥司
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１３７５号
神奈川県海老名市国分北１丁目34番24号　メゾン・ド・タキ101
債務者　志田　絹代
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４２０号
横浜市西区中央２丁目19番10号
債務者　寺下　俊明
1　決定年月日時　平成26年10月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部